

平成27年3月23日 制定

工学院大学における公的研究費の不正使用防止に関する基本方針

学 長

教職員等による公的研究費の不正使用は、社会から付託された大学の使命と役割に応えられないばかりか、社会の信頼を裏切るものです。

工学院大学では「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」を踏まえ、「研究活動に係る研究者の倫理宣言」「教職員行動規範」「研究活動に係る研究者のガイドライン」を制定して公的研究費に係る不正使用の防止に努めています。

工学院大学教職員等による研究活動の社会的意義を広めるため、公的研究費の不正使用を防ぎ、適正な執行管理を進展させ工学院大学が社会的使命を果たすため、以下の事項を基本方針として宣言いたします。

1. 学長は、最高管理責任者として、本学の公的研究費の運営・管理について最終責任を負うものとする。
2. 最高管理責任者は、統括管理責任者およびコンプライアンス推進責任者が責任を持って公的研究費の運営・管理を行うことができるようリーダーシップを発揮し、教職員等に公的研究費の適正な運営・管理の重要性を認識させ、厳格かつ適切な措置を講じる。
3. 教職員等は、公的研究費の不正使用防止のため、公的研究費の使用ルールやそれに伴う責任、不正使用とはどのような行為かなどのコンプライアンス教育研修を受講し、誓約書に署名したうえで業務執行する。
4. 社会から付託された大学の使命と役割に応えるため、コンプライアンスを重視した事務管理体制およびモニタリング体制を構築し、不正使用が起きない風土を醸成する。
5. 教職員等に公的研究費の使用ルール等が適切に情報共有・共通理解される体制を構築する。
6. 社会に対し、公的研究費の運営・管理について説明責任を果たせる体制を構築する。

以上